

## 第68回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成28年7月21日(木) 午後3時5分から午後4時10分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 出席者
  - (1) 会 長 小室 充孝
  - (2) 委 員 本田 耕一、片桐 晃、椎野禎章、乃美 香津子、堀 基泰、宮崎 英典  
※欠席委員 丸山秀和
  - (3) 事務局 佐藤総務部副部長(総務課長事務取扱)、武井法務係長  
望月行政情報係長、飯塚主事
  - (4) 説明員 (農業委員会事務局) 須藤事務長、石田係長
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事

要旨は次の<諮問審議>のとおり。

< 諮問審議 >

会 長        それでは諮問事項ア「農地情報公開システム整備事業」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 農業委員会事務局説明員入室 石田係長が資料 1 に基づき説明 >

説明員        それではご説明いたします。諮問事項は、農地情報公開システム整備事業におけるオンライン結合による農地台帳情報の提供です。農地台帳とは、国が推進する利用集積や耕作放棄地の解消、市町村における農業振興計画の策定などにおいてベースとなるデータを台帳化したものです。ベースとなるデータとは大きく分類すると農地・農家の情報となります。

まず、農地情報公開システム整備事業の背景を説明しますと、平成 25 年に農地法の改正があり、すべての農業委員会において、管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネットまたは、その他の方法により公表することが義務づけられました。このような状況下において、政府は農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化を目指し、具体的な目標として、農地の集積・集約を進めることにより、今後 10 年間で担い手が利用する農地面積が全農地面積の 8 割を占めるように生産現場を強化することとしました。農林水産省では、本事業において、生産現場の強化における取組として農地流動化の基礎となる正確な農地情報を整備して、地域農業マスタープランの作成や遊休農地の発生防止などにその情報を活用するために、すべての農業委員会において管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネットまたは、その他の方法により公表することが義務付けられるとともに、各農業委員会の情報を集約し、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化をすることになりました。

本事業ではシステム開発が 2 段階に分かれており、第 1 段階として、平成 26 年度にインターネットまたはその他の方法による公表を行うシステムを構築し、平成 27 年度 4 月から稼働しました。このシステムをフェーズ 1 システムと呼んでいます。第 2 段階として、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元管理・利用が可能なシステムを構築し、農地中間管理機構が活用できる仕組みを構築することとしており、このシステムをフェーズ 2 システムと呼んでいます。フェーズ 2 システムのサーバーは全国農業会議所に配置するとされています。なお、農地中間管理機構とは、担い手への農地集積・集約を進めるために農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき指定を受けた事

業体のことで、神奈川県の場合は、神奈川県農業公社がこの指定を受けています。

フェーズ2システムの概要についてご説明します。これは「農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元管理・利用が可能なシステム」であるわけですが、具体的にはどうすることが可能になるのかについてご説明します。まず、農業委員会においては、権利移動等で変更が生じた農地台帳情報を逐次更新し、すぐに農地情報公開システムであるフェーズ1システムに自動反映をさせることが可能となり、農地台帳及び農地に関する地図の公表等の農地台帳の法令業務の条件を満たすことが可能となります。次に全国農業会議所・神奈川県農業会議においてですが、この2つの組織は、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会をサポートするために、全国、都道府県段階におかれた農業委員会ネットワーク機構としての指定を受けた組織です。ここでは、権利移動や、遊休農地に関する調査を自動算出が可能となります。農地台帳及び農地地図の閲覧・農地台帳情報のダウンロードにより、農業委員会の農地台帳管理業務に対する支援・指導の効率化が可能となります。次に神奈川県庁においては、農地台帳及び農地地図の閲覧や、各種申請の受付状況や、利用状況調査結果の自動算出が可能となります。また、これにより、農業委員会の農地台帳管理業務に対する支援・指導の効率化を図ると同時に、正確性向上が可能となります。次に、農地中間管理機構においては、農業委員会が更新した農地台帳及び農地地図の閲覧や、農地中間管理事業に関する情報の管理を行うことにより、農地集積・集約化業務の効率化が可能となります。

それぞれの機関に農地台帳情報を提供する根拠となる法令等は、資料の5ページをご参照ください。農業委員会等に関する法律第51条では、農業委員会は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し当該情報の提供を行わなければならない、とされています。次に、農地法第51条の2では、都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的の為に内部で利用し、又は相互に提供することができる、とされています。また、農地法施行規則103条では、農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする、とされています。

資料の26ページの表4-1及び29ページの表5-1をご覧ください。オンライン結合の仕組みやセキュリティについての説明ですが、フェーズ2システムにおけるネットワーク等利用環境については、地方公共団体専用のLGWANやインターネットからは隔離された閉域網を用いた環境を使うことにより、十分なセキュリティーレベルを実現

できる方式でアクセスを行うものです。LGWANとは、ご存知かもしれませんが、地方公共団体専用の閉ざされた総合行政ネットワークのことです。閉域網とは、通信事業者から提供されインターネットからは分離されたネットワークのことで、IP-VPN方式を利用するもので、全国的に同じ手法を用います。なお、小田原市の庁内ネットワークについてもこのIP-VPNが用いられているものです。また表5-1に記載のとおり、専用回線を利用することで、第三者傍受を防ぎ、利用者を制限する、とされています。

以上のとおり、法令により農地台帳情報の提供の根拠が定められているものの、具体的な提供方法については定められていないことから、小田原市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、諮問するものです。以上でございます。

委員 今回、審議会に諮問をするのは、オンライン結合による提供は個人情報取り扱いの原則の例外だからということですか。

事務局 今回の諮問は、小田原市個人情報保護条例第10条の規定に基づくものですが、同条では、オンライン結合による提供は原則禁止としています。これは、情報の漏えいや流出の危険が高い提供手段と考えられているからですが、公益性が高いとか、それによらなければ事務の目的が達成できないというような場合については、例外的にオンライン結合による提供を認めるという考え方をとっています。

会長 農地台帳情報は、これまでは市のサーバーで管理されていたのですか。

説明員 そのとおりです。

会長 それは、インターネットで公開してきているのですか。

説明員 農地の地目、面積や位置情報は全国農業会議所に送り、インターネットにより公開しています。

会長 その都度データ更新しているのですか。

説明員 そのようになります。ただし、まだ開始から1年であり、1回目のデータを送っているところです。なお、氏名等個人の情報は含まれていません。

一方、今回の諮問内容では、全国農業会議所等に個人情報まで含んだデータまで送ることになります。法律改正が平成25年にあり、第1段階のフェーズ1において、インターネットによる公開情報を送っています。それを進化させた第2段階のフェーズ2において、今回の諮問内容を実施しようとしています。現在、インターネットで「全国農地ナビ」というものがあり、農地の位置情報は分かるようになっています。フェーズ2に移っても、インターネットの情報範囲は変わりませんが、全国農業会議所等に送るデータには、氏名等の個人情報が入ってくるようになります。

会 長 小田原市に独自のデータベースがある中で、平成25年の法律改正により、インターネットによる公開情報をいっぺんに送ったということですね。

説明員 そのとおりです。

会 長 その後のデータ更新は、行っていないのですか。

説明員 実際は平成27年4月からの実施なので、更新は1回のみです。これは第1段階のフェーズ1であり、必要なデータを抽出して送っていたのですが、第2段階のフェーズ2では、こういう方式は止め、各農業委員会が持っている全データを全国農業会議所に移してしまい、そこから公開システム用に必要なデータを抽出するという手法が考えられています。

会 長 すると、データベースは、いわゆるクラウドサービスを利用し、今後の更新は、全国農業会議所に置くデータベースで行うことになるのですか。

説明員 そのとおりです。

会 長 個人情報の提供自体は、法律の規定があるから問題ないということですね。

説明員 そのとおりです。ただし、その手法までは規定がないので、今回諮問を行いました。

委員 農地台帳は、今後すべてこうした管理を行っていきたいということですね。

説明員 そのとおりです。

委員 将来、農地の所有者の相続人がいない等の問題が生じると思いますが、そうした管理も可能になるのですか。

説明員 そうした問題のあることは承知していますが、このシステムにより国が目指しているのは、担い手への農地の利用集積が第一であると解釈しています。農地の所有者が亡くなっても登記が変わらない問題については、このシステムで解決することは難しいのではないかと考えています。

委員 資料の11ページにシステムの全体像がありますが、これは、LGWANを使って農地情報を格納システムに送り、その一部が公開されるということによろしいですか。

説明員 そのとおりです。

委員 そうすると、公開するものとしなないものを取捨選択することになると思いますが、農業委員会としての確認は、この全体像の右側に示されているとおり行うのですか。

説明員 そのとおりです。

委員 非公開情報も含めた全体の情報は、全体像の中央に示されるとおり、農地中間管理機構等に提供するわけですね。

説明員 そのとおりです。

委員 今回の諮問の主眼は、その部分になるわけですね。

説明員 そのようになります。本市の条例では、オンライン結合による個人情報の提供は原則禁止ですが、今回は、このシステムの開発も国からの補助金を使って全国農業会議所で

行っており、全国的に共通のものでありますので、諮問させていただいています。

なお、情報の公開非公開の区分につきましては、資料の最後のページに一覧表があります。

委員 このシステムは、小田原市だけでなく、全国的なものということですね。

説明員 もともと、このシステムは農水省の予算でして、全国農業会議所という農業委員会を国レベルでまとめている機関が開発しているものです。このシステムに参加しないと、現在のシステムを自前で改修し、法律に合うようにしなければなりません。したがって、どの農業委員会でも、おそらくこのシステムに参加するのではないかと考えています。

委員 今後L GWAN回線を使ってデータを提供しても、公開の項目内容は変わらないわけですね。

説明員 そのとおりです。

委員 ちなみに、小田原市が最初に送付したデータの件数はどのくらいですか。

説明員 農地の筆数では5万件くらいはあると思います。

会長 インターネット等により公開しなくてはならないのは、自治体の農業委員会なのか。

説明員 そのとおりです。

会長 全国農業会議所に委託するのではないのですか。

説明員 法律上は、各農業委員会が行うようになっていますが、実際は全国農業会議所がまとめて行うことになり、本市でも全国農業会議所に対して委任するような文書を出しました。

会 長       この部分は、諮問の対象にはならないのですか。

説明員       公開情報の範囲では、個人情報を取り扱われませんので、不要と考えました。

会 長       データベースを市役所以外のところに置くことも「オンライン結合」として取り扱われていますが、今回の諮問は、それに加えて個人情報をコンピュータ回線により全国農業会議所等に提供することを含めてのものという理解でよろしいですか。

事務局       そのとおりです。

委 員       農業委員会には、公表義務だけでなく、全国農業会議所等への提供義務もあると思いますが、このシステムに参加しなかった場合の提供の仕方はどうなるのですか。

説明員       提供の方法としてコンピュータ回線を使うのかどうか分かりませんが、提供義務は残ります。

委 員       提供義務のことも考えると、結局一番容易な方法は、このシステムということになりますか。

説明員       このあたりの農業委員会を見ましても、人数が少なく、独自のものを作るのも、なかなか難しいと思われまます。

委 員       公開されない情報が個人情報ということによろしいですか。

説明員       そのとおりです。

会 長       他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長       それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは採決します。諮問事項アを承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 ご異議なしと認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 次に(2)報告事項に移ります。始めに、ア「個人情報保護条例解釈及び運用の基準の全部改訂について」の説明をお願いします。

事務局 (資料2に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

(質疑なし)

会 長 よろしければ報告事項アは、これで終わります。次に報告事項イからエまでを一括して事務局から説明願います。

事務局 (資料3から5に基づき説明)

会 長 各委員から何かご質問はありますか。

委 員 ウ 個人情報保護制度の運用状況について の資料について、情報公開の部分にはなりますが、6ページの(2)公開請求に対する処理状況の処理区分に「不存在等」とありますが、これは、全国共通の区分なのですか。

事務局 特に共通のものではなく、本市としての区分です。

委員 不存在等の中に却下処分も含んでいるようですが、具体的にはどのようなものですか。また、不存在と却下を同じ区分にするのは不適切なように思いますが。

事務局 この資料の最後に処理状況の一覧を付けていますので、内容は分かるようになっていますが、平成27年度の却下処分はありませんでした。確かに不存在と却下は異なりますので、今後処理区分を見直していきたいと思えます。

委員 エ 個人情報漏えい等事故について ですが、医事関係の事故が多いように思いますが、どのような状況なのですか。

事務局 担当部署に事情を聞いたところ、取扱い件数も多く、また時間を争うような業務の中で、何件かケアレスミスが発生してしまっているということでした。ただ、具体的被害が生じていないとはいえ、医療情報というプライバシー度が高いものであり、本来あってはならないものだと考えます。発生防止の仕組み、例えば誤郵送に対しては、窓空き封筒の使用を進める等、対策を講じるように伝えているところです。

会長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をいただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 では、第68回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

## 第68回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

### ●次第

### ●資料1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(農地情報公開システム整備事業)
- ・全国農業会議所からの送付文書写し(農地情報公開システムフェーズ2の機能仕様等について)  
抜粋

### ●資料2

- ・個人情報保護条例解釈及び運用の基準の全部改訂について

### ●資料3

- ・個人情報取扱事務登録簿について
- ・個人情報取扱事務登録一覧
- ・個人情報取扱事務課別登録数

### ●資料4

- ・おだわらの情報公開・個人情報保護制度 平成27年度運用状況報告書

### ●資料5

- ・平成27年度分 個人情報漏えい等事故報告書